

社会福祉法人慈愛会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈愛会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- (3) 評議員は無報酬とする。
- (4) 役員等からの申し出があれば、無報酬とすることが出来る。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 常勤及び非常勤の理事に対する報酬等の額は報酬総額を20万円（年額）とし、その限度額内で理事会において決定する。

- 2 常勤及び非常勤の監事に対する報酬等の額は報酬総額を20万円（年額）とし、その限度額内で理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員及び監事に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。ただしその日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条の規程に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のた

めの業務にあたった都度、支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程を以て社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規定は、令和3年7月1日より施行する。

この規定は、令和5年7月1日より施行する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※理事からの申し出があれば無報酬とすることができる。

(2) 監事

	日額
監事監査、理事会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※監事からの申し出があれば無報酬とすることができる。